

(案)

平成24年度統計法施行状況に関する審議結果

(基本計画部会審議分)

平成25年 9 月 日

内閣府統計委員会

はじめに

基本計画部会の下に、3つのワーキンググループを設置し、担当分野別に掘り下げた審議を行ったため、基本計画部会においては、理念・方針等の次期基本計画の基盤となる項目や、共通的な項目を対象に審議を行った。

この審議の結果、「第1 施策展開に当たっての基本的な視点」、「基幹統計の整備に関する事項」、「事業所母集団データベースの整備・利活用」、「統計基準等の見直し」、「国際協力及び国際貢献の推進」及び「第4 基本計画の推進」をとりまとめた。

以下、上記整理に沿った項目ごとの審議結果及び次期基本計画に向けた基本的な考え方を報告する。

第1 施策展開に当たっての基本的な視点

現行基本計画においては、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第1条の「公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与すること」を目的として、①統計の体系的整備、②経済・社会の環境変化への対応、③統計データの有効活用の推進、④効率的な統計作成並びに統計リソースの確保及び有効活用を、施策展開に当たっての基本的な視点と位置づけている。

各府省では、これらの視点を踏まえた具体的施策として、①経済構造統計（基幹統計）^(注)の創設・実施、②国民経済計算（基幹統計）の推計精度の向上、③事業所母集団データベースの構築・運用、④オーダーメイド集計、匿名データの作成・提供の推進等に取り組むなど、おおむね計画に沿った取組を進めているものの、統計調査の実施や統計リソースの確保等を含めて、公的統計の作成及び提供を取り巻く環境は一層厳しさを増している。

(注) 基幹統計及び基幹統計調査は、その旨を括弧書きで初出で記載し、その他の統計及び統計調査との区分を明らかにした。その他の統計及び統計調査については、その旨を記載していない。

一方、公的統計は、「証拠に基づく政策立案」(evidence-based policy making)を推進し、学術研究や産業創造に積極的な貢献を果たすことが求められている。この要請に応え、経済や雇用動向等をより適時・的確に捉える統計を作成・提供するためには、次期基本計画における施策展開に当たっての基本的な視点を、より一層重点化、明確化することが必要となっている。また、これらの基本的な視点は、現行基本計画に掲げられた取組全般の横断的な方針としての性格を併せ持つことにも留意が必要である。

このため、次期基本計画においては、現行基本計画における重要な目標である「統計の有用性の確保・向上」の達成を引き続き目指し、統計の体系的整備を推進するため、以下の視点に重点を置いた各種施策を、政府一体となって推進することが必要と考える。

① 統計相互の整合性の確保・向上

- ② 国際比較可能性の確保・向上
- ③ 経済・社会の環境変化への的確な対応
- ④ 効率的な統計作成の推進
- ⑤ 統計データの透明化・オープン化の推進

第2 公的統計の整備に関する事項

基幹統計の整備に関する事項

今後の基幹統計の整備に関する考え方として、以下のとおりとする。

- ① 基幹統計を中心として公的統計の体系的整備を推進すること
- ② 基幹統計の作成方法等について不断の見直しを行うこと（統計委員会も積極的に関与）

第3 公的統計の整備に必要な事項

1 統計作成の効率化及び報告者負担の軽減

(1) 事業所母集団データベースの整備・利活用

平成25年1月からシステム運用を開始している事業所母集団データベースは、母集団情報の提供・管理を通じ、経済統計の作成の効率化及び報告者負担の軽減を図る上で、重要なインフラと位置付けられるにとどまらず、その整備を進めることは統計の精度向上という観点からも重要な取組となっている。

事業所母集団データベースの整備については、おおむね現行基本計画に沿った取組が進められていると評価できる。

一方、今後は、記録情報の更新・蓄積を通じたデータベースの整備に加え、データベースの共通事業所コードをキーとして、蓄積情報を連結した統計を作成・提供するなど、新たな役割が期待されている。記録情報の更新に当たっては、新たな情報収集手法の検討や、既存照会業務の回答精度の向上方策等の検討も必要となっている。

このため、次期基本計画においては、以下の取組が必要と考える。

- ① 継続して実施すべき取組（年次フレームの作成、共通事業所コードの保持等）については、関係府省の協力の下、引き続き取組を進め、その定着を図る。
- ② 事業所母集団データベースにおける今後の母集団情報の整備に当たっては、新たな行政記録情報や民間情報の活用、「事業所・企業照会」業務の拡充及び精度向上を図ることに重点を置いた取組を推進する。また、これを実施するために必要な統計リソースの確保・育成に努める。

- ③ 事業所母集団データベースを活用した「事業所・企業実態統計」の作成及び提供に加え、事業所・企業の異動状況や産業の成長・衰退等に着目した統計の作成について検討する。
- ④ 社会保障・税番号制度における法人番号について、その運用・管理状況を注視しつつ、将来的な利用も視野に入れた検討を進める。

(4) 統計基準等の見直し

統計基準の設定は、統計相互の整合性や国際比較可能性の確保・向上という直接的な効果のほか、個々の統計における客観性の確保という点からも重要な取組である。統計基準の設定については、おおむね現行基本計画に沿った取組が進められていると評価できる。また、新たに統計基準として設定する候補はみられない。

一方で、現行基本計画における「統計基準の設定又は改定からおおむね5年後を目途に、見直しの可否を含めた検討を行う」との取組については、経済・社会の環境変化への的確な対応という観点から、次期基本計画においても、引き続き取り組むことが必要と考える。

また、次期基本計画においては、統計の有用性の向上及び統計ニーズへの対応という観点から、基幹統計を中心に表章区分（年齢や企業資本金階級等）の現状を整理した上、標準的な区分のあり方を検討することも必要と考える。なお、この検討に当たっては、統計の継続性にも留意することが必要である。

5 国際協力及び国際貢献の推進

(1) 国際機関への情報提供の充実

経済・文化などの様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を超え、地球規模で資本や情報がやり取りされるグローバル化が進展する中で、公的統計は、世界的な金融・経済危機のリスクを分析するために必要な統計情報を整備・提供するなど、重要な役割を担っている。

我が国では、これまでも、①国連統計委員会や経済協力開発機構（OECD）等の国際会議に参加し、各種の国際的な統計基準・ガイドラインの検討・設定等に寄与しているほか、②各国の国内総生産の実質比較を行うことを目的とした国際比較プログラム（ICP）等の国際的な統計事業に参加し、③国際通貨基金（IMF）の特別データ公表基準（SDDS）による統計情報の交換等に協力しており、このような国際的な統計活動の重要性は従来に増して高まっている。

さらに、国際機関等による国際会議、専門家会合等への参加は、我が国の統計職員における国際的な対応力強化という人材育成の観点からも、重要な取組と考えられる。

しかしながら、これらの取組は、我が国の統計リソースの制約等もあり、必ずしも十分とはいえない状況となっている。このため、国際社会における我が国のプレゼンスの向上だけでなく、我が国の統計職員の人材育成の観点からも、これらの取組を一層強化することが必要となっている。

このため、次期基本計画においては、分野によっては改善の余地がある国際機関への我が国の統計情報の提供について、総務省政策統括官（統計基準担当）を中心として全体的な状況を把握するための仕組みを構築するとともに、積極的に国際機関への統計情報提供に努めるなど、国際協力の充実を図ることが必要と考える。

（２）発展途上国等への支援

統計により人口や産業の実情を正確に把握することは、国家や地方行政機関における円滑な行政運営を進める上で、不可欠の要素となっている。特に、発展途上国においては、限られた資源や援助を効果的に活用するためにも、各種施策の基盤となる統計組織の整備・人材育成等が重要となっている。

我が国では、独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じたカンボジア政府統計能力向上プロジェクトによる専門家派遣や、国連アジア太平洋統計研修所の運営に対する協力、内閣府経済社会総合研究所経済研修所等における各国政府からの研修生の受入れなどを通じた支援を行っていることは、現行基本計画に沿った取組を進めていると評価できる。一方、統計リソースの制約等もあり、その取組は必ずしも十分とはいえない状況となっている。

このため、次期基本計画においては、各府省が独立行政法人国際協力機構等の機関と連携し、統計関係の国際機関等への統計専門家の派遣、発展途上国等諸外国からの統計に関する研修生の受入れなど、統計分野における積極的な国際貢献に努めることが必要と考える。

第４ 基本計画の推進

１ 各府省における取組

各府省では、現行基本計画の推進に当たって、公的統計基本計画推進会議を設置し、各府省における取組状況の共有や調整を行うとともに、府省横断的な取組に関しては、必要に応じて検討会議・ワーキンググループを設置し、政府一体となった取組が進められていることから、現行基本計画に沿った取組が進められていると評価できる。一方、各府省に共通する課題等の解決に当たっては、更なる取組の充実が必要となっている。

このため、次期基本計画に掲げる各種施策をより一層効果的に実施するため、引き続きこれらの組織を活用しながら、府省間の密接な連携及び適切な役割分担の下で、政府一体となった取組を行うことが必要と考える。

２ 統計委員会における取組

統計委員会は、法第55条第2項の規定により、毎年度、総務大臣から報告される法施行状況報告のうち、基本計画の取組状況を中心に審議し、基本計画の着実な推進を図る役割を担っており、その取組は既に定着しているものと考えことから、現行基本計画に沿った取組が進められていると評価できる。一方、基本計画以外の法の施行状況の確認や、審議に資するための調査研究に関する取組は、必ずしも十分とはいえない状況にある。

今後は、法第55条第3項の規定に基づき、基本計画の取組状況を含む法の施行状況の確認や、各府省に対する統計の専門技術的な研究成果の提供等の取組を通じ、引き続き統計行政の推進を図ることが重要となっている。

このため、次期基本計画においては、以下の取組が必要と考える。

- ① 基幹統計（基幹統計調査）のうち、これまで統計委員会に諮問されていない統計を中心に、法施行状況報告に基づく実施状況を踏まえ、品質評価の要素に沿った見直し状況や基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況等を計画的に確認する。
- ② 統計委員会における諮問審議の答申に記した今後の課題について、一定期間以上対応状況が確認されていない基幹統計に関するフォローアップを計画的に実施する。また、統計調査の実施現場の状況を理解するため、統計委員会委員による統計調査員への同行等の実情視察等を行い、統計委員会における審議に活用する。
- ③ 基本計画部会の下にワーキンググループを設置するなどして、法施行状況の審議や個別の諮問審議において把握した府省横断的な統計上の課題（欠測値や非対称推計の見直し等）に関する研究の実施や、日本学術会議及び関連学会等との連携強化方策を検討する。

平成24年度統計法施行状況審議の結果（整理票）

| 審議テーマ（関係WG） | 現行基本計画の該当項目（概要） |
|------------------------|--|
| 基幹統計の整備 （第1WG・第2WG） | 第2-1 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備 ◇ 本文には、新統計法の全面施行を控えた時期であったことから、①新統計法の該当条文（第2条第4項）、②基幹統計化の個別判断に当たっての判断要素の例、及び③法定基幹統計（国勢統計及び国民経済計算）と経済構造統計の重要性等を記述 ◇ また、別表及びその別紙には、①指定統計から基幹統計に移行する統計の整備（一定の検討を行う基幹統計等5事項）、②新たに基幹統計として整備する統計（5事項。すべて加工統計）、③将来の基幹統計化について検討する統計（9事項。調査統計6事項、加工統計2事項、業務統計1事項）の区分に応じて、それぞれ個別の理由、留意事項、検討の方向性等を記述 |
| 平成24年度統計法施行状況報告の概要 | ○ 平成24年度においては、社会保障費用統計の基幹統計化、埋蔵鉱量統計の基幹統計としての指定解除等が行われ、上記①の「指定統計から基幹統計に移行する統計の整備」及び②「新たに基幹統計として整備する統計」の事項については、「現在推計人口」を除き、ほぼ措置済み ○ 上記③の「将来の基幹統計化について検討する統計」については、平成24年度に法人建物調査（一般統計調査）の法人土地基本統計（基幹統計）への統合が行われているものの、他は「実施可能」又は「実施予定」等の自己評価。中には、輸出入者等の理解を得ることが困難等の理由から「実施困難」とする業務統計（貿易統計）や廃止された一般統計調査（食料品生産実態調査、小麦加工食品生産動態統計調査）も有り |
| 平成24年度統計法施行状況報告の評価 | ○ 上記①の「指定統計から基幹統計に移行する統計の整備」及び②の「新たに基幹統計として整備する統計」については、おおむね計画に沿った内容の取組が進められている。 ○ また、上記③の「将来の基幹統計化について検討する統計」については、「実施済」は一部にとどまっているものの、残された事項については「実施予定」又は「実施可能」との自己評価が大半となっており、引き続きその対応を注視する。ただし、「実施困難」としている事項や、廃止された調査の取り扱いについては、次期基本計画に向けた検討の中で、整理が必要。 |
| 次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方 | ○ 旧法の指定統計から基幹統計への移行は完了。残された課題については、検討を継続する。 ○ 現行基本計画においては、指定統計から基幹統計への移行のため、統計法の規定、基幹統計化の判断要素等を記載しているが、基幹統計化が済んだことから項目としては削除。別紙の課題についても実施済みのものが多いため、別表に統合するよう整理する。 <基本的な考え方> 1 個別の課題については、各関連項目の中で取り上げることとし、現行基本計画の項目及び別表の別紙は整理する方向とする。 2 個別課題については、以下のとおり整理することとする。 ① 現行基本計画の別表（別紙）の「新たに基幹統計として整備する統計」のうち「現在推計人口」については、新たに外国人住民の登録が行われるなど住民基本台帳制度の変更による状況を踏まえつつ引き続き基幹統計化の検討を進める。また、「将来の基幹統計化について検討する統計」に掲げられた事項のうち、「実施可能」と自己評価しているものについては、基幹統計化に向けた課題の整理等を行った上で、引き続き検討を続ける。 ② 食料品生産実態調査、油糧生産実績調査及び小麦加工食品生産動態等統計調査については、油糧生産実績調査以外の2調査が既に廃止されていることに加え、油糧生産実績調査においても他の生産動態統計（基幹統計）と同様の措置がなされる予定であることから、次期基本計画の課題とはしない。 ③ 貿易統計については、統計調査以外の方法により作成される統計であることから、統計委員会における審議は統計の作成（集計）方法が中心となることや国民への情報提供の充実等という観点も考慮して、引き続き基幹統計化の可否について検討する。 |

備考 (留意点)

平成24年度統計法施行状況審議の結果（整理票）

| 審議テーマ（関係WG） | 現行基本計画の該当項目（概要） |
|--------------------------------|---|
| 事業所母集団データベースの整備 (第1WG・第3WG) | <p>第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべく施策</p> <p>2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項</p> <p>(2) ビジネスレジスタターの構築・利活用</p> <p>◇ 本文には、母集団情報の整備のため、経済センサスー基礎調査の実施、行政記録情報を活用した母集団情報の更新等の必要性を記述</p> <p>◇ 別表には、①経済センサスー基礎調査による企業の親子関係の把握、②業種名、従業者数、事業所数等の定期的照会、③雇用保険適用事業所設置届及び労働保険関係届からの新設、廃止事業所の把握、④大規模調査の結果、EDINET情報、産業財産権と企業の登記情報の照合、事業所・企業識別番号と日本輸出入者標準コードの照合のビジネスレジスタターへの活用の検討について記述</p> |
| 平成24年度統計法施行状況報告の概要 | <p>○ 平成24年度においては、事業所母集団データベースシステムの運用開始、行政記録情報に基づく新設法人の把握に係る定期的な照会、平成26年経済センサスー基礎調査に係る統計委員会への諮問等の取組が行われており、平成26年経済センサスー基礎調査への対応を除き「実施済」の自己評価</p> |
| 平成24年度統計法施行状況報告の評価 | <p>○ 事業所母集団データベースの整備については、おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、所期の目的を達成している。</p> <p>○ また、同データベースは、経済統計や労働統計等の分野における効率的な統計の作成・精度向上等において重要なシステムと位置付けられることから、更なる取組の充実発展を図るべき。</p> |
| 次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方 | <p>○ 事業所母集団データベースシステムは、平成25年1月から運用を開始しており、今後は、データの蓄積や利活用の推進を図ることが必要</p> <p>○ 公的統計の整備に当たって、効率性のみならず、統計の質の確保・向上や報告者負担の軽減という観点からも重要な事項であり、関係府省の協力の下に進めていく必要があるため、次期基本計画において重点的に対応</p> <p><基本的な考え方></p> <p>① 継続して実施すべき取組（年次フレームの作成、共通事業所コードの保持等）については、関係府省の協力の下、今後も継続的に実施する。</p> <p>② 事業所母集団データベースにおける今後の母集団情報の整備に当たっては、母集団情報を把握する統計調査から、新たな行政記録情報や民間情報の活用、「事業所・企業照会」業務の拡充・精度向上を図ることに重点を置いた取組を推進する。</p> <p>③ 事業所母集団データベースを活用した「事業所・企業実態統計」の作成及び提供に加え、事業所・企業の異動状況や産業の成長・衰退等に着目した統計の作成についても検討を進める。</p> <p>④ 社会保障・税番号制度における法人番号について、その運用・管理状況を注視しつつ、将来的な利用も視野に入れた検討を進める。</p> |

| | |
|----------------|---|
| 備考（留意点） | <ul style="list-style-type: none">・ 事業所母集団データベースは、これからデータの蓄積を順次図っていく段階であり、調査票情報以外の情報も含むことから、利用範囲の拡大については、ニーズを踏まえつつ段階的かつ慎重な検討が必要・ 現行基本計画の下、事業所母集団データベースの登録情報と他のデータベース等の企業情報との照合作業を実施していることから、順次可能なものから情報の相互利用を図っていく予定 |
|----------------|---|

平成24年度統計法施行状況審議の結果（整理票）

| 審議テーマ（関係WG） | 現行基本計画の該当項目（概要） |
|---|---|
| 比較可能性を考慮した統計分類等の見直し （第1WG） （第2WG） | <p>第2-2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 （7） 統計基準の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 本文には、統計基準を用いる効果や各種国際基準との整合性に留意すること等の取組の方向性を記述 ◇ 別表には、日本標準職業分類、指数の基準時及びウェイト時の更新について、統計基準に設定する等の取組を記述 |
| 平成24年度統計法施行状況報告の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 統計基準の設定については、平成23年度までにすべて措置済み。 |
| 平成24年度統計法施行状況報告の評価 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 基本計画に掲げられたいずれの事項についても、おおむね計画に沿った内容の取組が進められている。 （平成23年度統計法施行状況に関する審議結果において、すべて妥当と評価） |
| 次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 統計法に規定する統計基準については、現行基本計画に掲げられた事項の整備が一段落していることから、次期基本計画では、統計法に規定する統計基準とはしないものの、統計相互の比較可能性の向上を図るために見直しを望まれる「統計分類」について優先的に取組を実施 ＜基本的な考え方＞ <ol style="list-style-type: none"> ① 統計相互の比較可能性向上の観点から、「日本標準商品分類」（特にサービスの分類）及び「従業上の地位」についてそれぞれの利用目的や報告者負担も考慮した上で、見直しを図る。 ② 各統計で使われている表章区分（年齢や事業所規模等）の実態を把握して、統計の有用性の向上、統計ニーズへの対応の観点から、必要に応じて見直しを図る。 |
| 備考（留意点） | |

平成24年度統計法施行状況審議の結果（整理票）

| 審議テーマ（関係WG） | 現行基本計画の該当項目（概要） |
|--|--|
| <p>グローバル化への対応 (第1WG・第2WG・第3WG)</p> | <p>第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 3 社会的・政策的なニーズへの変化に応じた統計の整備に関する事項 (7) グローバル化の進展に対応した統計の整備 ◇ 本文には、グローバル化の進展に対応した統計の整備と、貿易に係る情報の高度利用の可能性、外国人住民に係る基本的な統計の整備等の必要性を記述 ◇ また、別表には、本文に対応した輸出入申告情報の活用、登録外国人統計、人口動態調査の集計事項の充実等4事項の取組を記述</p> |
| <p>平成24年度統計法施行状況報告の概要</p> | <p>○ 現行計画期間中には、2008SNA対応のためのデータの提供、出入国管理統計の集計事項の充実等が「実施済」又は「実施予定」とされており、輸出入申告情報の活用（事業所母集団データベースと貿易統計のデータベースの接続等の検討）については次期計画期間内には「実施可能」と自己評価</p> |
| <p>平成24年度統計法施行状況報告の評価</p> | <p>○ 現行基本計画に掲げられた事項については、おおむね計画に沿った内容の取組が進められている。 ○ 「実施予定」の貿易形態別の情報については、平成25年度から内閣府にデータが提供されており、「実施可能」のデータベースの接続等の検討については、事業所母集団データベースの運用が平成25年1月から開始されたとされており、今後検討を開始することから、引き続きその対応を注視する。</p> |
| <p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方</p> | <p>○ 企業活動などの現象面におけるグローバル化の進展への対応については、各統計において考慮すべき要素の一つであるため、各統計の対応の中で検討し、次期基本計画にも記載していくこととする。 ○ 上記以外のグローバル化への対応（国際機関への情報提供、国際統計活動への参加等）については、国際社会における我が国のプレゼンスの向上だけでなく、統計職員の人材育成の観点からも重要であることから、他の関連項目と合わせて整理する。 <基本的な考え方> ① 国際機関への我が国の統計情報の提供については、分野によっては改善の余地があるため、総務省政策統括官（統計基準担当）を中心として全体的な状況を把握するための仕組みを構築するとともに、国際比較可能性の向上の観点から、積極的に国際機関への提供に努める。 ② 各府省は、国際社会の一員として、統計関係の国際機関等への統計専門家の派遣、発展途上国等諸外国からの統計に関する研修生の受入れなど、独立行政法人国際協力機構等の他の機関と連携して統計分野における積極的な国際協力・国際貢献に努める。</p> |
| <p>備考（留意点）</p> | <p>・ 平成23年度統計法施行状況に関する審議結果報告書においては、統計職員等の人材の育成・確保等の一環として、国際的な対応力の強化方策の検討が求められている。</p> |

平成24年度統計法施行状況審議の結果（整理票）

| 審議テーマ（関係WG） | 現行基本計画の該当項目（概要） |
|---|--|
| <p>基本計画の推進 （第1WG） （第2WG） （第3WG）</p> | <p>第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項 5 その他 （2）研究開発の推進（情報通信技術の利活用等）と学会等との連携強化 ◇ 本文には、各府省と学会、大学等との双方の連携強化等を記述。また、別表には、統計委員会が実施する統計利用者との意見交換や学会等との連携等に関する取組を記述</p> <p>第4 基本計画の推進・評価等 1 基本計画の進捗管理・評価等 ◇ 本文には、基本計画を実効あるものとするための各府省間の密接な連携、施策の進捗状況の適時適切な点検及び不測の推進の必要性を記述</p> <p>◇ また、別表には、①基本計画推進会議を通じた府省間の連携、②統計法第55条等に基づく施行状況報告及び統計委員会による審議、③調査研究の実施等の5事項の取組を記述している。②については、ほば法の規定に沿った内容。</p> <p>2 的確な情報提供並びに国民の理解及び協力の促進 ◇ 本文には、基本計画の関連施策情報の提供、国民の意見、ニーズの把握及びその反映の推進を記述。別表には、該当する記述なし。</p> |
| <p>平成24年度統計法施行状況報告の概要</p> | <p>○【第3部分】 統計利用者から意見聴取を行うとともに、一般社団法人日本品質管理学会に要請していた統計の品質評価に係る研究開発の取組状況について情報共有</p> <p>○【第4部分】 公的統計基本計画推進会議の開催を通じた府省間の連携確保、統計法施行状況報告の公表及び統計委員会への報告を実施。また、統計委員会においては、施行状況審議並びに国民生活基礎調査、住宅・土地統計調査及び漁業センサスの変更に係る諮問審議等を実施</p> |

| | |
|---------------------------|--|
| <p>平成24年度統計法施行状況報告の評価</p> | <p>○【第3部分】基本計画に掲げられた事項については、おおむね計画に沿った内容の取組が行われている。</p> <p>○【第4部分】基本計画に掲げられた事項については、統計法に規定されている事項でもあることから、おおむね計画に沿った内容の取組が進められ、既に定着している。</p> <p>○ただし、現行基本計画に掲げられた理念を踏まえつつ、次期基本計画に向け、新たな取組等の検討が必要。</p> <p>○基本計画に掲げる各種施策をより一層効果的に実施するためには、府省間の密接な連携及び適切な役割分担を図るとともに、統計委員会としても統計法や基本計画に掲げられた理念を踏まえ継続的な取り組みが必要。その際、統計法第55条第3項の枠組みの中で対応。</p> <p><基本的な考え方></p> <p>【第3部分】</p> <p>○ 関係府省における各々の研究開発による成果等を共有するため、総務省政策統括官（統計基準担当）を中心として、情報の共有ができるような仕組みを構築する。</p> <p>【第4部分】</p> <p>統計委員会は、統計法第55条に基づく同法の施行状況について報告されたことに対して以下の取組を実施する。</p> <p>① 基幹統計（基幹統計調査）のうち、これまで統計委員会に諮問されていない統計を中心に、統計法施行状況報告に基づく実施状況を踏まえ、品質評価の要素に沿った見直し状況や基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況を計画的に確認する。</p> <p>② 統計委員会における諮問審議の答申に記した今後の課題について、一定期間以上対応状況が確認されていない基幹統計に関するフォローアップを計画的に実施する。また、統計調査の実施現場の状況を理解するため、統計委員会委員による統計調査員への同行等の実情視察等を行い、統計委員会における審議に活用する。</p> <p>③ 基本計画部会の下にワーキンググループを設置するなどして、統計法施行状況審議や個別の諮問審議において把握した府省横断的な統計上の課題（欠測値や非対称推計の見直し等）に関する研究の実施や、日本学術会議及び関連学会との連携強化の方策を検討する。</p> |
| <p>備考（留意点等）</p> | <ul style="list-style-type: none"> 研究開発の成果の共有については、ワーキンググループの報告の関連事項と合わせて整理 |